

# 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年4月20日（月）

13時30分～

場 所：庁議室

議 題            新型コロナウイルス感染症への対応について

- 次 第
- 1 開会
  - 2 本部長指示
  - 3 状況報告
  - 4 閉会

新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	知事	谷本 正憲
副本部長	副知事	中西 吉明
	副知事	田中 新太郎
本部長	教育長	徳田 博
	警察本部長	小西 康弘
	総務部長	吉住 秀夫
	危機管理監	伊藤 信一
	企画振興部長	加藤 隆佳
	県民文化スポーツ部長	清水 克弥
	健康福祉部長	北野 喜樹
	生活環境部長	脇田 明義
	商工労働部長	南井 浩昌
	観光戦略推進部長	竹内 政則
	農林水産部長	安田 秀樹
競馬事業局長	新谷 和幸	
土木部長	城ヶ崎 正人	

# 新型コロナウイルス感染拡大に係る石川県緊急事態措置（概要）

---

1. 期間 令和2年4月16日（木）～5月6日（水）

2. 区域 石川県全域

3. 実施する措置の内容

（1）「石川県緊急事態宣言」（4月13日）から引き続き取り組むもの

①日常生活における3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重なる場を徹底的に回避

②不要不急の外出の自粛の要請（特措法第45条第1項）

人との接触をできるだけ避けるため、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛の徹底を強く要請。

特に、バー、ナイトクラブなど繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りの自粛を強く要請。

→ 最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す。

③都道府県をまたぐ往来の自粛の要請

出張を含め、県外への不要不急の往来の自粛を徹底するとともに、県外からの来訪についても可能な限り自粛を要請。

# 新型コロナウイルス感染拡大に係る石川県緊急事態措置（概要）

## （２）国による指定を受けて新たに取り組むもの

### ①施設の使用停止要請（実施期間：４月２１日～５月６日）

#### i）基本的に休止を要請する施設（→別紙１）

- 施設の使用停止等の要請（特措法第２４条第９項）

遊興施設等、文教施設、大学・学習塾等、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、商業施設

※下線の施設は床面積の合計が1000㎡を超えるものに限る

- 特措法によらない協力依頼

床面積の合計が1000㎡以下の大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、商業施設

※下線の施設のうち、床面積の合計が100㎡以下のものは、適切な感染防止策を施したうえでの営業

# 新型コロナウイルス感染拡大に係る石川県緊急事態措置（概要）

## ii) 基本的に休止を要請しない施設（→別紙2）

社会生活を維持する上で必要な施設（医療施設、生活必需品販売施設、食事提供施設等）  
社会福祉施設等（保育所、介護老人保健施設等）

※適切な感染防止対策の協力を要請。

※食事提供施設については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトを除く）

## ②イベントの開催自粛の要請

イベント主催者に対し、屋内外を問わず、複数の方が参加し、密集状態等が発生するおそれのあるイベント・集会等の開催については、原則として、自粛を要請する。

## ③生活必需品の確保

食料、医薬品や生活必需品など物資の確保について、事業者は、県民が安心して購入できる環境を整えていただくとともに、県民には、買い占めなどを行わないよう冷静な対応を促す。

## ④相談窓口の設置

緊急事態措置法の影響を受ける事業者や県民向けの相談窓口を設置し、きめ細やかな相談対応を行う。

## 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（仮称） 実施概要

### 1. 協力金の概要

---

#### <趣旨>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける中小企業及び個人事業主に対し、協力金を支給いたします。

#### <支給額>

1事業者あたり50万円（個人事業主の場合は20万円）

### 2. 対象事業者及び対象要件

---

#### (1) 対象事業者

「新型コロナウイルス感染拡大にかかる石川県緊急事態措置」により、休業や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主が対象となります。

- 令和2年4月21日以前に、開業しており、営業の実態がある事業者が対象となります。
- 県内の事業所の休業等を行った場合が対象となります。この場合、県外に本社がある事業者も対象となります。

#### (2) 対象要件

石川県緊急事態措置により休業等を要請する期間（令和2年4月21日から5月6日まで）に全面的にご協力いただいた中小企業及び個人事業主が対象となります。

- 全面的な協力とは、休業等を要請する全期間（令和2年4月21日から5月6日まで）、休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力をいただくことをいいます。
- 飲食店等の食事提供施設における営業時間短縮とは、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業自粛に向け、営業時間を短縮することをいいます。（終日休業を含む。）

### 3. 今後の流れ

---

#### ■相談窓口の開設 4 / 20 (月)

申請手続などの詳細な問い合わせや、中小企業の資金調達に関する相談に対応するための相談窓口（コールセンター）を開設します。

「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金・中小企業支援相談センター」

開設期間 令和2年4月20日（月）～5月6日（祝・水）

開設時間 9時～18時

電話番号 076-225-1920

#### ■募集要項公表、受付開始 4月下旬

準備が整い次第、石川県ホームページ等で詳細をお知らせします。

#### ■協力金の支給 5月中旬開始予定

5 / 6までの休業確認後、速やかに支給手続きを行います。

### 4. 申請手続

---

#### ■申請受付期間

令和2年4月下旬 ～ 未定

#### ■申請方法

専用のWEB申請サイト及び郵送で受け付けします。

(持参による申請はできませんので、あらかじめご了承ください。)

## ■申請に必要な書類（予定）

詳細は、4月下旬に公表する募集要項によりお知らせしますが、現時点では以下の書類を予定しています。

- ① 協力金申請書（法人にあたっては「法人番号」を記入）
- ② 営業実態が確認できる書類  
〔例〕 確定申告書の写し、直近の帳簿、業種に係る営業許可証の写し など
- ③ 休業の状況が確認できる書類  
〔例〕 事業収入額を示した帳簿の写し、休業期間を告知するホームページ・店頭ポスターの写し など
- ④ 誓約書

## ■ご協力いただいた事業者の紹介

要請・依頼への協力事業者として、施設名（屋号）を石川県ホームページでご紹介させていただきます。

※この協力金は、令和2年4月補正予算が成立した場合に実施するものとします。

## 本県の対応案

- ・新型コロナウイルス対策をはじめとして行政として業務を継続することを優先した上で、できる限り出勤者の削減等、人と人との接触の削減に努める。  
(各所属の実情を踏まえながら執務室内で勤務する職員数が減少するよう各所属において検討)

### 【具体的対策】

#### ① 時差出勤の拡大により職員の勤務時間帯を分散

- 時差出勤の時間帯を前後1時間さらに拡大するとともに、対象職員についても自家用車通勤者も含め全職員に拡大

#### (関連) 公共交通機関通勤者の自家用車通勤への振替

- ・通勤時の接触機会を減少
- ・中央病院建て替え時の職員駐車場(畝田用地)を活用

#### ② 週休日の振り替えにより職員の勤務日を分散

#### ③ 在宅勤務の促進

- 感染症対策、ライフライン、予算・決算など在宅勤務が困難な部門を除き、2班体制による在宅勤務を目指す。

これにより難しい部門でも、時差出勤、週休日の振替、会議室等の利用による同一執務室内での勤務者の分散により、接触機会を削減する。

#### ④ その他

- ・執務室と別の会議室等を利用し、同一執務室内での勤務者の削減等を工夫
- ・職員の健康管理、執務室内の換気等の徹底

## 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員及び来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の者の入場等を制限
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	利用者の入場制限、行列を作らない工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	密集する会議の中止（電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	従業員及び来訪者の手指消毒、咳エチケット、手洗いの励行等
	店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	従業員数の出勤数制限（テレワーク等による在宅勤務等）
	出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

# 1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の休止要請（=休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	バー	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	インターネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬券・舟券場	対象	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	対象	
	スナック	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
デリヘル	対象		
アダルトショップ	対象		
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の休止要請（=休業要請）
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	高等学校	対象	
	特別支援学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	高等専門学校	対象	
大学・学習塾等	大学	対象	【床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の休止を要請（=休業要請）  【床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の休止について協力を依頼  【床面積の合計が100m <sup>2</sup> 以下】 適切な感染防止対策を施したうえでの営業  ※オンライン授業、家庭教師は対象外
	専修学校・各種学校	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	専門学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	
運動・遊技施設	体育館	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の休止要請（=休業要請）  ※1 屋外施設は対象外とする ※2 観客席部分については対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボーリング場	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	スポーツクラブ	対象	
	スケート場	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	ゴルフ練習場 ※1	対象	
	バッティング練習場 ※1	対象	
	陸上競技場 ※1、※2	対象	
	野球場 ※1、※2	対象	
	テニス場 ※1、※2	対象	
	弓道場 ※1	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
柔剣道場	対象		

# 1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
劇場等	劇場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
	プラネタリウム	対象	
集会・展示施設	集会場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
博物館等	博物館	対象	【床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	【床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
ホテル又は旅館	ホテル (集会の用に供する部分に限る)	対象	【床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	旅館 (集会の用に供する部分に限る)	対象	【床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼
商業施設	ペットショップ (ペットフード売場を除く)	対象	【床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	ペット美容室 (トリミング)	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場 (戸建て、マンション)	対象	
	古物商 (質屋を除く)	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物店	対象	【床面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼
	旅行代理店 (店舗)	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	サウナ	対象	【床面積の合計が100m <sup>2</sup> 以下】 適切な感染防止対策を施したうえでの営業
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋・フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
展望室	対象		
岩盤浴	対象		

## 2 基本的に休止を要請しない施設

### (1) 社会生活を維持する上で必要な施設

種類	施設	休止要請	備考
医療施設（※）	病院	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※有資格者が治療を行うものに限る
	薬局	対象外	
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	整体院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需物資 販売施設	食料品売場（※）	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※移動販売店舗を含む
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	卸売市場	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
鍵屋	対象外		
家具屋	対象外		
花屋	対象外		
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請  ※営業時間については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトを除く）
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	居酒屋	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
	カプセルホテル	対象外	
	民泊	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等含む）	対象外	
	レンタカー	対象外	
工場等	工場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	

## 2 基本的に休止を要請しない施設

### (1) 社会生活を維持する上で必要な施設

種類	施設	休止要請	備考
金融機関・官公署等	銀行	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	証券会社	対象外	
	保険（代理店）	対象外	
	官公署	対象外	
	証券取引所	対象外	
	（各種）事務所	対象外	
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
その他	理美容（理髪店、美容院）	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※物価統制令の対象となるもの
	銭湯（公衆浴場）※	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	メディア	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	獣医	対象外	
	ランドリー	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	質屋	対象外	
	郵便局	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣裳含む）	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
ブライダルショップ	対象外		
100円ショップ	対象外		
販売店	対象外		

### (2) 社会福祉施設等

種類	施設	休止要請	備考
社会福祉施設等 (※)	保育所等 (幼保連携型認定こども園を含む)	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	放課後児童クラブ（学童保育）	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事務所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	

※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請